

令和7年3月1日から下水道使用料を改定します

下水道使用者の皆さんにはご負担をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

▶改定内容 下水道使用料の一律20パーセントの値上げ ※水道料金の変更はありません。

▶改定理由 市の下水道事業は、水道事業と同様に、事業に伴う収入(使用料)によって経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算制が適用されています。

しかしながら、下水道管やポンプ場施設の老朽化に伴う改築・更新費用の増加、物価高騰に伴う維持管理費の上昇などにより、下水道サービスを継続かつ安定的に提供するためには、使用料だけでは賄いきれず、市の一般会計から補填しており、独立採算制が実施できない状況です。

そうしたことから、引き続き維持管理費用の軽減や下水道計画の見直しなどの経営努力に取り組みますが、下水道使用料の改定は経営上必要不可欠な状況であることから、20パーセントの値上げを行うものです。

水量区分	排出量	現行	改定後
基本料金	0m ³ ~ 8m ³	590円	708円
	9m ³ ~ 30m ³	105円	126円
超過料金 (1m ³ 当たり)	31m ³ ~ 50m ³	125円	150円
	51m ³ ~ 100m ³	135円	162円
	101m ³ ~ 200m ³	150円	180円
	201m ³ ~ 500m ³	160円	192円
	501m ³ ~ 1,000m ³	170円	204円
	1,001m ³ ~	180円	216円

水量	現行使用料	改定後使用料	増加額
16m ³	1,298円	1,557円	259円
20m ³	1,760円	2,112円	352円
30m ³	2,915円	3,498円	583円
40m ³	4,070円	4,884円	814円
50m ³	5,225円	6,270円	1,045円
60m ³	6,380円	7,656円	1,276円
70m ³	7,755円	9,306円	1,551円
80m ³	9,130円	10,956円	1,826円
90m ³	10,505円	12,606円	2,101円
100m ³	11,880円	14,256円	2,376円
200m ³	26,730円	32,076円	5,346円
500m ³	77,330円	92,796円	15,466円
1,000m ³	165,330円	198,396円	33,066円

例) 計算方法

・2カ月で40m³使用した場合の使用料

16m ³ まで(基本料金)	708円×2カ月= 1,416円
16m ³ を超え40m ³ まで(超過料金)	126円×24m ³ = 3,024円
	(小計 4,440円)
消費税(10%)	444円
	合計 4,884円

※40m³とした理由
一般家庭の平均的な1カ月当たりの使用水量が20m³であるため。

新下水道使用料の適用時期

市では、検針および料金徴収を2カ月ごとに行っています。

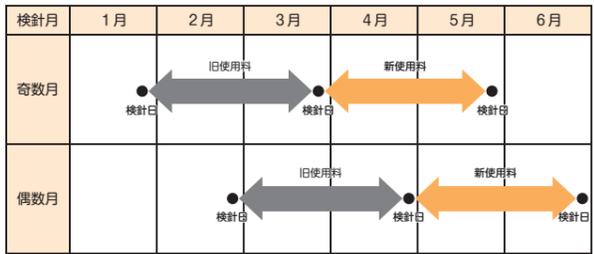
このため、奇数月と偶数月に検針する地区があります。新しい使用料の適用時期は次のとおりです。

奇数月の検針地区は、令和7年5月検針分から

偶数月の検針地区は、令和7年6月検針分から

なお、下水道使用料の請求は、検針月の翌月になります。

▶問い合わせ 下水道課 ☎564-0303



※令和7年3月1日以後に使用を開始した方は、令和7年3月以後の検針から新料金となります。

下水道事業受益者負担金をお支払いの方へ

第2期納期限 10月31日(木)

受益者負担金は、下水道供用開始となった時点で、使用の有無を問わず土地の面積に応じて賦課されます。この負担金の納付には便利な口座振替をご利用ください。また、期限内の納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。

なお、負担金賦課区域内の土地で売買・相続などにより受益者の変更があった場合は、下水道課までご連絡ください。

▶問い合わせ 同課業務担当 ☎564-0303

10月1日は浄化槽の日です 年1回定期水質検査を受けましょう

浄化槽は、微生物の働きにより、トイレなどから出た汚水をきれいにして水路や河川へ放流するための設備で、通常、庭先や駐車場の下に埋められています。地面に2、3個並んだマンホールのふたや空気を送る機器(ブローア)がある家庭では、この浄化槽を使用しています。

浄化槽を使用している方は「年3～4回の保守点検(機器の点検・調整や消毒薬の補充)」、年1回の「清掃(浄化槽の内部にたまった固形物などの引き抜き)」の他に、年1回の「定期水質検査」の受検が法律により義務付けられています。「定期水質検査」は、浄化槽からの放流水などをチェックして、浄化槽が十分に浄化機能を発揮しているかを検査する健康診断のようなものです。検査結果は、使用している方と行政機関に通知されます。また、必要に応じて行政機関から保守点検業者にも通知され、普段の維持管理に生かされます。

現在、家庭からの生活排水が川の汚濁原因の7割以上を占めています。浄化槽を安心して使い、地域の水環境を良好に保つために、知事指定検査機関の(一社)埼玉県浄化槽協会、または契約している保守点検業者・清掃業者に連絡し、定期水質検査を必ず受けるようにしましょう。

▶定期水質検査の手数料(非課税)

【10人槽以下(家庭用浄化槽)】5,000円

※11人槽以上は(一社)埼玉県浄化槽協会までお問い合わせください。

▶問い合わせ 同協会法定検査部 ☎501-5707



職員採用試験(後期日程)を実施します

令和7年4月1日採用の職員を次のとおり募集します。

▶募集職種

【新卒枠】一般事務職、一般事務職(障がい者)、土木技術職、建築技術職、保健師、社会福祉士、保育士、消防職

【社会人経験枠】土木技術職、建築技術職、保健師、保育士

※受験条件や募集人数など詳細は、市ホームページをご覧ください。

▶試験内容など

試験	内容	日程	会場
第1次	動画投稿面接試験	申込完了後～10月31日(木)	—
第2次	筆記試験	12月1日(日)	商工センター他
第3次	人物試験	詳しくは第2次試験合格者にお知らせします	

※試験内容などは変更する場合があります。

▶申し込み 行田市電子申請・届出サービスで申請してください。

▶問い合わせ 人事課人事給与担当(内線208)

地域の農業の維持・発展のための「地域計画」策定に向けた意見交換会を開催します

「地域計画」は、地域の農業を維持し、これからの地域農業の姿を耕作者や農地をお持ちの方が話し合い、地域で将来の農地利用を考え、作り上げていくための計画です。

そこで、耕作者や農地をお持ちの方が感じる不安や課題、将来的な希望などを知るために地域ごとに意見交換会を開催します。

▶地区ごとの開催日および会場

地区	開催日	開始時間	会場
長野	10月22日(火)	午後6時	長野公民館
下須戸	10月24日(木)	午後6時	太田公民館
小敷田・中里 皿尾・上池守 下池守・和田 忍・佐間・谷郷	10月29日(火)	午後6時	忍・行田公民館
北河原・酒巻 南河原・犬塚 馬見塚・中江袋	11月1日(金)	午後6時	南河原公民館
下中条・須加	11月5日(火)	午後6時	須加公民館
小見・白川戸 荒木・斎条	11月7日(木)	午後6時	荒木公民館
小針・若小玉 藤間・真名板 関根	11月12日(火)	午後6時	太田公民館
渡柳・利田 埼玉・野	11月14日(木)	午後6時	埼玉公民館
下忍・堤根 樋上・持田 太井・前谷	11月15日(金)	午後6時	市役所

▶対象 耕作者、農地をお持ちの方

▶その他 事前申し込みは不要です。直接会場にお越しください。

▶問い合わせ 農政課農業振興担当 ☎580-3013

